

27文科初第1593号
平成28年3月22日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省 関係省令の整備に関する省令等について（通知）

第189回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」の概要及び留意事項については、「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」（平成27年7月30日付け27文科初第595号）により、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第421号）」の概要及び留意事項については、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について（通知）」（平成27年12月16日付け27文科初第1220号）によりそれぞれ通知したところです。

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成28年文部科学省令第4号）」（以下「本省令」という。）、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成28年文部科学省告示第53号）」、「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成28年文部科学省告示第54号）」（以下「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。）及び「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成28年文部科学省告示第55号）」（以下「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。）が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

本省令においては、①異なる設置者の下で、小学校における教育と中学校における教育の一貫性に配慮した教育を施す小学校及び中学校（以下「中学校連携型小学校」及び「小学校連携型中学校」という。）に係る教育課程の編成・実施等の諸規定の整備、②義務教育学校に係る設備・編制、標準学級数、授業時数等の諸規定の整備、③同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小学校及び中学校（以下「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」という。）における運営等の諸規定の整備を行っています。

「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」及び「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」においては、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定めています。

本省令、「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」及び「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本省令、「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」及び「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」等の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本省令、「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」及び「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」等は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

1 改正の概要

- (1) 中学校連携型小学校・小学校連携型中学校の教育課程の編成、実施（第52条の2、第74条の2）

設置者が異なる小学校と中学校において、小学校における教育と中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、小学校の設置者と中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成し、それぞれが連携し、その教育課程を実施することとしたこと。

- (2) 中学校連携型小学校・小学校連携型中学校の標準授業時数（第52条の3、第74条の3、別表第2の2、別表第2の3）

中学校連携型小学校と小学校連携型中学校の標準授業時数は、小学校及び中学校の授業時数とそれぞれ同じとし、各教科等の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより、小中一貫教科等の授業時数に充てることができることとしたこと。

- (3) 中学校連携型小学校・小学校連携型中学校の教育課程（第 52 条の 4，第 74 条の 4）

中学校連携型小学校と小学校連携型中学校の教育課程については、教科等の種類等について、小学校及び中学校の基準をそれぞれ適用するほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところ（連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示）によるものとしたこと。

- (4) 義務教育学校の設備，編制等（第 79 条の 2）

義務教育学校の前期課程の設備，編制その他設置に関する事項については小学校設置基準の規定を，義務教育学校の後期課程の設備，編制その他設置に関する事項については中学校設置基準の規定をそれぞれ準用することとしたこと。

- (5) 義務教育学校の標準学級数（第 79 条の 3）

義務教育学校の学級数は，18 学級以上 27 学級以下を標準とすることとしたこと。

- (6) 義務教育学校の分校の学級数（第 79 条の 4）

義務教育学校の分校の学級数は，特別の事情のある場合を除き，8 学級以下とすることとしたこと。

- (7) 義務教育学校の標準授業時数（第 79 条の 5，別表第 2 の 2，別表第 2 の 3）

義務教育学校の前期課程及び後期課程の標準授業時数は，小学校及び中学校の授業時数とそれぞれ同じとし，各教科等の授業時数から，文部科学大臣が別に定めるところにより，小中一貫教科等の授業時数に充てることができることとしたこと。

- (8) 義務教育学校の教育課程（第 79 条の 6，第 79 条の 7）

義務教育学校の教育課程については，前期課程に関しては小学校学習指導要領の規定を，後期課程に関しては中学校学習指導要領の規定をそれぞれ準用するとともに，教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところ（義務教育学校，併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示）によるものとしたこと。

- (9) 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の運営（第 79 条の 9）

同一の者が設置する小学校と中学校においては，義務教育学校に準じて，小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができることとし，当該学校においては，小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとしたこと。

- (10) 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程（第 79 条の 10）

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校の教育課程については、教科等の種類等について、小学校及び中学校の基準をそれぞれ適用するほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところ（義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示）によるものとしたこと。

(11) 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成（第79条の11）

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成することとしたこと。

2 留意事項

(1) 中学校連携型小学校・小学校連携型中学校の教育課程の編成、実施（第52条の2、第74条の2）

中学校連携型小学校の設置者と小学校連携型中学校の設置者は、それぞれの教育委員会規則等において、当該小学校と当該中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにすること。

各学校においては、学校間の協議を経て教育課程を編成し、それぞれが連携し、その教育課程を実施すること。

(2) 義務教育学校の設備、編制等（第79条の2）

義務教育学校の施設については、校舎の全部を一体的に設置する場合（施設一体型）だけでなく、隣接する敷地等に複数の校舎を隣接して設置する場合（施設隣接型）や隣接していない異なる敷地に複数の校舎を分離して設置する場合（施設分離型）も認められること。ただし、施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置する場合、設置者において、教育上及び安全上支障がないことを確認するとともに、保護者や地域住民のニーズを踏まえ適切に判断することが求められること。

(3) 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の運営（第79条の9）

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校においては、小学校と中学校の組織文化の違いや3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があることを踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、例えば、

- ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する
- ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする
- ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる

等の措置を講じることが考えられること。

なお、中学校連携型小学校と小学校連携型中学校については、教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定が設けられていないが、当該小学校及び当該中学校においては、前述の中学校併設型小学校と小学校併設型中学校におけるふさわしい運営の仕組みも参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備すること。

(4) 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成（第79条の11）

中学校併設型小学校と小学校併設型中学校の設置者は、教育委員会規則等において、当該小学校及び当該中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにするとともに、各学校においては、(3)で述べたような一体的な運営体制の下、学校間の協議を経て教育課程を編成すること。

第二 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件

1 改正の概要

(1) 小中一貫教科等の設定

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数を減じて、その減じる時数を当該教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てることができることとしたこと。

(2) 教育課程の編成の要件

教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとしたこと。

- ① 9年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。
- ② 学習指導要領において定められている内容事項が、教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。
- ③ 学習指導要領において定められている内容事項を指導するために必要となる標準的な授業時数が、教育課程全体を通じて適切に確保されていること。
- ④ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ⑤ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

※ なお、設置者が異なる中学校連携型小学校と小学校連携型中学校においては、「義務教育学校、併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」に規定している指導内容の入替え・移行は認めないものとする。

2 留意事項

○児童生徒の転出入に対する配慮（第2項第6号）

児童生徒の転出入に対する配慮とは、例えば、

- ① 指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を具体的に記載するとともに綿密な引継ぎを行うこと
 - ② 通常の教育課程との違いを分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておくこと
 - ③ 転出入に際して、必要に応じて個別ガイダンスや個別指導を行うこと
- などが考えられること。

第三 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件

1 改正の概要

(1) 小中一貫教科等の設定

各学年においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数を減じて、その減じる時数を当該教科等の減じた時数に係る内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てることができることとしたこと。

(2) 指導内容の入替え・移行

- ① 小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができることとしたこと。
- ② 小学校段階の指導の内容の一部を中学校段階に移行して指導することができることとしたこと。
- ③ 中学校段階の指導の内容の一部を小学校段階に移行して指導することができることとしたこと。この場合においては、中学校段階において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができることとしたこと。
- ④ 小学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができることとしたこと。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができることとしたこと。
- ⑤ 中学校段階における各教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年に移行して指導することができることとしたこと。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができることとしたこと。

(3) 教育課程の編成の要件

教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとしたこと。

- ① 9年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。
- ② 学習指導要領において定められている内容事項が、教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。
- ③ 学習指導要領において定められている内容事項を指導するために必要となる標準的な授業時数が、教育課程全体を通じて適切に確保されていること。

- ④児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ⑤保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- ⑥児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

2 留意事項

- 「第二 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」の「2 留意事項」を参照。

- 別添 1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年文部科学省令第 4 号）（条文）
- 別添 2 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年文部科学省令第 4 号）（新旧対照表）
- 別添 3 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成 28 年文部科学省告示第 53 号）（条文）
- 別添 4 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成 28 年文部科学省告示第 53 号）（新旧対照表）
- 別添 5 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成 28 年文部科学省告示第 54 号）
- 別添 6 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成 28 年文部科学省告示第 55 号）
- 別添 7 小中一貫教育に関する制度の類型

[参考 1] 関係資料については、下記 URL を参照。（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1357987.htm

（トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第 189 回国会における文部科学省成立法律（平成 27 年 1 月 26 日～） > 学校教育法等の一部を改正する法律）

[参考 2] 教科書の給与については、下記通知を参照。

「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」及び「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」に基づく教科書給与について（各都道府県教育委員会教科書事務主管課長宛て平成 28 年 3 月 22 日付け 27 初教科第 72 号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
教育制度改革室 義務教育改革係
電話 03-5253-4111（代表） 内線 2007, 3745